

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol.25

### はじめに

本号では、アフリカ最大級の経済圏であるナイジェリアにおける模倣問題に注目するとともに、南アフリカ最高裁判所が言い渡した商標に関する重要な判決について述べる。最後に、国際商標協会 (International Association of Trademark Attorneys; 略称 INTA) に関わる様々な構想と、手続面に関する事項についても取り上げる。

### ナイジェリア

#### 模倣問題 1

ウェブサイト「[www.legal-patent.com](http://www.legal-patent.com)」に「模倣—日用品市場に迫りつつある脅威 (Counterfeiting, the rising threat to FMCG markets)」と題された記事が投稿されているが、この記事の中で著者のドイツ人弁護士 Meyer-Dulheusen 博士は、模倣に関わる問題の多くはぜいたく品に関するものではなく、むしろ動きの速い日用品 (fast moving consumer goods ; FMCG) について生じているという事実に関心していることを指摘している。著者の言によれば、アフリカの主要な問題の一つは模倣食品である。多くの模倣品は中国から輸入されたもので、巨大企業 1 社が供給元となり、再生スパイスや工業用塩を用いてブランド品のソースや調味料の模倣品を製造しているのだという。原料に用いられている再生スパイスや工業用塩は、重金属や発がん性物質、肝障害の原因物質を含んでいる可能性があるため、人間が摂取する製品の製造に使用することを禁じられており、人体が摂取するのに適していない物質である。

著者は、推定 75 万人の商業事業者を擁するナイジェリアの市場の規模の大きさについて論じている。著者によれば、ナイジェリアにはアルコール飲料から自動車のタイヤまで、ありとあらゆる種類の模倣品があるという。ブランド権利者に向けて著者が与える助言は、パッケージを定期的に変更し、ホログラムを使用するという実務的なものである。

#### 模倣問題 2

ナイジェリアの法律事務所 Jackson, Etti & Edu に所属する Obafemi Agaba 弁護士は、ナイジェリアにおける模倣の現状を検証した論文を *World Trademark Review* 誌に発表した。1 億 7,000 万の人口を抱えるナイジェリアは模倣品のターゲットにされている、と同氏は主張している。また、さらに、ナイジェリアには模倣取締に特化した法律がないため、模倣を取り締まるためには創意工夫をこらして様々な法律を適用していく必要がある、と主張している。その主張に続けて、模倣取締に利用しうる法律ならびに法執行機関・執行機構の一部が列挙されている。一例を挙げれば次のようなものである。

- 「商品表示法」は商標の偽造を犯罪と規定している。
- 「商標法」は、商標権侵害に対する救済を定めている。
- 「著作権法」をデジタル問題に適用するための見直し (著作権侵害に相当するコンテンツの削除に関する規定を含む) が現在実施されている。
- 「サイバー犯罪法」には、知財権および個人情報の保護が主要な目的として掲げられている。
- 「模倣・偽薬・有害加工食品に関する法律」は、模倣医薬品および模倣加工食品の販売を犯罪と規定している。
- すべての模倣品は税関の「完全禁止品リスト (Absolute Prohibition List)」に記載されるが、通関差し止めの手続にはブランド権利者の関与が必要とされる。

- 消費者保護委員会 (Consumer Protection Council; 略称 CPC) は、消費者の欺罔に関する法律全般を執行する当局であり、捜査と差押えの権限を持っている。
- ナイジェリア標準化機構 (Standards Organisation of Nigeria; 略称 SON) は、規格適合表示の登録および規制を担当している。
- 国家食品医薬品管理局 (National Agency for Food and Drug Administration Control; 略称 NAFDAC) は、未登録の製品の差押えと破棄を行う権限を持っている。
- 経済金融犯罪委員会 (Economic and Financial Crimes Commission; 略称 EFCC) は、経済・金融犯罪(「知的財産の盗用および侵害」を含むと定義されている)に関係する違法行為を訴追する責任を負っている。

同氏はこの論文の最後に次のような助言を掲げている: 侵害対策で最も重要なステップはやはり商標登録であり、侵害に相当する商標を公報上でモニターすることである。

同氏は、おそらく意図的ではないだろうが、すべての法律および執行機関を列挙することにより、ナイジェリアが抱える問題、すなわち模倣対策を専門に扱う法律や執行機関が存在しないという問題に光を当てている。ケニアにはそのような法律や機関があり、ナイジェリアよりも効率的に模倣問題に対処してきた。ナイジェリアもそのような法律や機関を設立することが望ましいと考えられる。

### 模倣問題 3

様々な形態の模倣、特に医薬品や食品の模倣を死刑に処す旨を定めた法案に関して、*World Trademark Review* 誌に人目を惹くレポートが掲載されている。このような法律はまったく前例がないわけではない。金銀の偽造に対する死刑の適用はこれまでも常に多かったからである。

この法案は NAFDAC (上述) が議会に提出したもので、「模倣・偽薬・有害加工食品に関する法律」の改正を求めている。死刑に関する規定の導入に加え、同法案は不正を告発した者にこれまで以上の手厚い保護を与え、知的財産の模倣や偽造を幫助・教唆した者に対して従来よりも厳しい処罰を定め、犯罪者の銀行口座へのアクセスを従来よりも容易にするものである。この法案は確かに、当局が模倣問題と真剣に取り組んでいることを示唆している。

しかし、国際的なビジネス社会を納得させるといふ点では、ナイジェリア当局はまだ途上にあると言えよう。国際商工会議所の模倣品・海賊版防止ビジネスアクション (Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy; 略称 BASCAP) の解説によれば、ナイジェリアは「アフリカの他の地域に模倣品が侵入する玄関口」になっているという。

### 南アフリカ

南アフリカの最高裁判所 (Supreme Court of Appeal; 略称 SCA) は、*Pepsico Inc v Atlantic Industries* の訴訟において商標に関する重要な判決を言い渡した。原告の Pepsico 社がソフトドリンクに関して商標「Pepsi Twist」(図案ありと図案無しの両方) の登録を出願したが、被告 Atlantic 社の名義ですでに登録済みの商標「Twist」、「Lemon Twist」および「Diet Twist」に抵触するという理由で原告の出願が拒絶された、という経緯がこの訴訟の事実関係である。出願の拒絶を受けた Pepsico 社は、「twist」という文言に識別力はないという理由で先行登録の取消を求める申立を行った。

この登録取消請求は速やかに却下された。「twist」という語は飲料水という文脈においてある程度の意味を持つが、その意味は曖昧であり、南アフリカ国民のほとんどは「Twist」という語が「特に意味のない恣意的なブランド名」であると考えられるだろう、と SCA は認定している。

「Pepsi Twist」という商標が混同を惹起する可能性があるか否かという問題について、SCA はいくつかの指摘を行っている。商標「Twist」、「Lemon Twist」および「Diet Twist」において識別力を有する部分は「Twist」である。従って Pepsico 社の商標は、Atlantic 社の登録商標の唯一の識別可能な特徴を取り込んでいることになる。実際に「Twist」という語は「Pepsi」という語と同様に固有の識別力を持っていると述べている。

さらにSCAは、サブブランドの問題をある程度踏み込んで検討している。「Pepsi」の商標がPepsico製品の主要な識別標識と見なされていることは明らかであるが、サブブランド名は特に重要である。各種のPepsi製品を他のPepsi製品から区別するのがサブブランド名(Zero、Max、Wild Cherry、Twist)だからである。それゆえ、多くの消費者が実際に重視するのはメインブランド名ではなくサブブランド名(本件の場合にはTwist)である。そのサブブランド名が、先行登録された商標とまったく同一である。

上記の推論の裏づけとして、SCAは欧州の有名な判例 *Medion AG v Thomson* に言及している。この訴訟では、電子機器に関する登録商標「Life」が「Thomson Life」によって侵害されるか否かが争点となった。当該判例の裁判所は、一般的な語(Life)が合成商標(Thomson Life)の中で「独立した識別機能」を担っている場合、侵害となり得ると判示している。

それゆえ商標「Twist」、「Lemon Twist」および「Diet Twist」の登録は有効であり、「Pepsi Twist」の登録出願は拒絶された。これは極めて重要な判決である。

## **INTA**

アフリカは、2017年9月付の「INTA Global Report」で大きく取り上げられている。この報告書には、INTA 代表団によるアフリカ訪問が以下のように記載されている。

### **ARIPO および OAPI**

INTAはこの二つの広域機関との関係を強化した。訪問の後、ARIPOはシエラレオネ国内の大学を対象とした知的財産セミナーを準備し、ARIPOの知的財産修士号に関する発表を行い、マラウィでの知的財産セミナーを準備している。

### **ナイジェリア**

INTAはナイジェリアにおいて、ブランドや模倣問題に対するティーンエイジャーの意識を高めることを目的とした教育活動に参加した。これは、「UNREAL」と呼ばれるINTAの模倣対策構想の一環である。

### **南アフリカ**

南アフリカでは、INTAは以下のような関係者との会談を行った。

- ・南アフリカ知的財産法研究所(South African Institute of Intellectual Property Law): 著作権法および知的財産ポリシー文書をめぐる情勢について調査するため。
- ・南アフリカ歳入庁(South African Revenue Services; 略称 SARS): 模倣品対策と知的財産の登録に関する連携を模索するため。
- ・南アフリカ企業知的所有権委員会(Companies and Intellectual Property Commission; 略称 CIPC): WIPO、世界税関機構および国際刑事警察機構が参加する会議を2018年に南アフリカで開催する準備のため。

### **ジンバブエ**

ジンバブエにおいて、INTAはジンバブエ知的財産庁(ZIPO)に所属する審査官の教育を支援する旨の合意を交わした。

## 手続的な事項

### ケニア

#### 商標登録の更新

ケニアの商標登録局は、更新料の不払いによる商標登録取消に関する通達を出した。更新料の滞納が発生した場合、登録局は今後も滞納発生後 60 日の猶予期間に関する通知を交付するが、その 60 日の期間の満了後、さらに 30 日の猶予期間を告知する通知の発行は今後行わないことになる。さらに、60 日通知がまだ発行されておらず更新されていない商標を理由として後続の出願が拒絶された場合、審査官は当該通知の即時発行を保証するとともに、後続商標の出願人が 60 日の期間が満了した時点で対処できるようにするため、当該通知の発行日を出願人に通知する。

#### 会社名

商標の重要性が明らかに認識されつつある趨勢の中で、2015 年ケニア会社法が改正された。これまでの会社法では、会社名の中に特定の登録商標が含まれている場合に(商標権者がその会社名に同意しない限り)その名称は好ましくないと見なされ、登録官は当該の会社に名称の変更を命じることができた。しかし最近の改正法では、会社名の変更を命じられてから 14 日以内に当該の会社が名称を変更しなかった場合、その会社名の登録を抹消することができると規定されている。会社名の登録が抹消された場合、その会社は解散したものと見なされるが、それによって取締役の責任が消滅することはない。

### 南アフリカ

CIPC は、審査官と出願人の両方に向けて、「商標出願審査基準」を発行した。

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 25

[著者]  
Spoor & Fisher  
spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.  
Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。